

残置管の取扱いについて

松江市ガス事業譲渡において、老朽化等により地中に残置した不使用の本支管及び供給管（下記(4)を除き、事業譲渡日の前日時点で存するものに限る。以下「残置管」という。）の取扱いについては、以下のとおりとする。

- (1) 残置管は譲渡対象としない。
- (2) ただし、残置管の位置情報を含むマッピングシステムを事業譲受会社へ譲渡するため、事業譲受会社は、残置管に係る地下埋設物照会への回答や他工事の際の立会等について対応すること。
- (3) 残置管に係る道路管理者への占用申請及び残置管が他工事の支障となった場合の撤去・費用負担は、事業譲渡日以降であっても本市にて行う。
- (4) 事業譲渡後に新たに生じた残置管の取扱いについては、その所有、管理等の一切を事業譲受会社が負うものとし、その占用可否も含め、事業譲受会社において、各道路管理者へ協議を行うほか、必要が生じた際の撤去・費用負担等の一切を対応すること。